

岩手県医療局管理規程第6号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																						
<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) 中央病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">センター</th> <th style="width: 33%;">室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>中央放射線部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央手術部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央検査部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急医療部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域医療支援部</td> <td></td> <td>地域医療福祉連携室</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>看護部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医師事務支援室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>栄養管理室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">センター</th> <th style="width: 50%;">室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	センター	室又は科	[略]			中央放射線部			中央手術部	[略]		中央検査部			救急医療部	[略]		地域医療支援部		地域医療福祉連携室	[略]			看護部	[略]				医師事務支援室			栄養管理室	センター	室又は科	救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）		<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) 中央病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">センター</th> <th style="width: 33%;">室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>診療支援部</td> <td></td> <td>地域医療福祉連携室 医師事務支援室 放射線技術科 臨床検査技術科 リハビリテーション技術科 臨床工学技術科 栄養管理科</td> </tr> <tr> <td>中央手術部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急医療部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域医療支援部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>看護部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">センター</th> <th style="width: 33%;">室</th> <th style="width: 33%;">科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>診療支援室</td> <td>放射線技術科 臨床検査技術科 リハビリテーション</td> </tr> </tbody> </table>	部	センター	室又は科	[略]			診療支援部		地域医療福祉連携室 医師事務支援室 放射線技術科 臨床検査技術科 リハビリテーション技術科 臨床工学技術科 栄養管理科	中央手術部	[略]		救急医療部	[略]		地域医療支援部			[略]			看護部	[略]		センター	室	科	救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）				診療支援室	放射線技術科 臨床検査技術科 リハビリテーション
部	センター	室又は科																																																																					
[略]																																																																							
中央放射線部																																																																							
中央手術部	[略]																																																																						
中央検査部																																																																							
救急医療部	[略]																																																																						
地域医療支援部		地域医療福祉連携室																																																																					
[略]																																																																							
看護部	[略]																																																																						
		医師事務支援室																																																																					
		栄養管理室																																																																					
センター	室又は科																																																																						
救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）																																																																							
部	センター	室又は科																																																																					
[略]																																																																							
診療支援部		地域医療福祉連携室 医師事務支援室 放射線技術科 臨床検査技術科 リハビリテーション技術科 臨床工学技術科 栄養管理科																																																																					
中央手術部	[略]																																																																						
救急医療部	[略]																																																																						
地域医療支援部																																																																							
[略]																																																																							
看護部	[略]																																																																						
センター	室	科																																																																					
救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）																																																																							
	診療支援室	放射線技術科 臨床検査技術科 リハビリテーション																																																																					

			<p>ョン技術科（南光病院を除く。）</p> <p>）</p> <p>臨床工学技術科（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、釜石病院、江刺病院、二戸病院及び千厩病院に限る。）</p> <p>栄養管理科</p> <p>臨床心理科（大船渡病院、久慈病院及び一戸病院に限る。）</p>
	<p>医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）</p>	<p>医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）</p>	
	<p>感染管理室（大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院及び二戸病院に限る。）</p>	<p>感染管理室（大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に限る。）</p> <p>）</p>	
	<p>地域医療福祉連携室（南光病院を除く。）</p>	<p>地域医療福祉連携室（南光病院を除く。）</p>	

地域生活支援連携室（南光病院に限る。）
診療情報管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。）
医師事務支援室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。）
栄養管理室
薬剤科
看護科
臨床心理科（大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に限る。）

2・3 [略]

4 前3項に掲げるもののほか、病院に事務局を置き、次の表の左欄に掲げる病院の事務局に、同表中欄に掲げる課及び同表右欄に掲げる係を置く。

病院名	課	係
中央病院	医事経営課	医務係
	総務課	総務係 用度係 施設係
宮古病院 [略]	[略]	
[略] 千厩病院 大東病院	[略]	

地域生活支援連携室（南光病院に限る。）	リハビリテーション技術科 臨床心理科
診療情報管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に限る。）	
医師事務支援室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。）	
	薬剤科 看護科

2・3 [略]

4 前3項に掲げるもののほか、病院に事務局を置き、次の表の左欄に掲げる病院の事務局に、同表の中欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げる係を置く。

病院名	課	係
中央病院 宮古病院 [略]	[略]	
[略] 千厩病院	[略]	

大槌病院
軽米病院
[略]

(病院の分掌事務)

第4条 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 診療及び助産並びにリハビリテーションに関すること
(中央放射線部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(2)～(4) [略]

2 中央放射線部の分掌事務は、次のとおりとする。

診療及び助産に関すること (診療部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

3 中央手術部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 診療及び助産に関すること (診療部、中央放射線部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(2)～(6) [略]

4 中央検査部の分掌事務は、次のとおりとする。

臨床検査に関すること。

5 救急医療部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 救急患者の診療及び助産に関すること (診療部、中央放射線部及び中央手術部並びに中央検査部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(2) 化学、細菌及び病理その他医学的検査に関すること (診療部、中央手術部及び中央検査部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(3)～(5) [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

18 [略]

19 [略]

軽米病院
[略]

(病院の分掌事務)

第4条 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 診療及び助産に関すること (中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(2)～(4) [略]

2 診療支援部及び診療支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

診療及び助産の支援に関すること。

3 中央手術部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 診療及び助産に関すること (診療部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(2)～(6) [略]

4 救急医療部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 救急患者の診療及び助産に関すること (診療部及び中央手術部の所掌するものを除く。)

(2) 化学、細菌及び病理その他医学的検査に関すること (診療部、診療支援部及び中央手術部の所掌するものを除く。)

(3)～(5) [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

18 [略]

<p>20 [略]</p> <p>21 [略]</p> <p>22 [略]</p>	<p>19 [略]</p> <p>20 [略]</p> <p>21 [略]</p>
<p>23 地域医療福祉連携室（中央病院の<u>地域医療支援部</u>に置く地域医療福祉連携室を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>地域医療機関等との連携に関すること（地域医療科の所掌するものを除く。）</u>。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、<u>地域医療及び地域福祉に関すること（地域医療科の所掌するものを除く。）</u>。</p>	<p>22 地域医療福祉連携室（中央病院の<u>診療支援部</u>に置く地域医療福祉連携室を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 地域医療機関等との連携に関すること。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、<u>地域医療及び地域福祉に関すること</u>。</p>
<p>24 地域生活支援連携室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>地域医療機関等との連携に関すること（地域医療科の所掌するものを除く。）</u>。</p> <p>（2）・（3） [略]</p>	<p>23 地域生活支援連携室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 地域医療機関等との連携に関すること。</p> <p>（2）・（3） [略]</p>
<p>25 医師事務支援室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p>	<p>24 医師事務支援室（中央病院の<u>診療支援部</u>に置く医師事務支援室を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p>
<p>26 栄養管理室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>栄養指導に関すること</u>。</p> <p>（2）<u>献立、調理、盛付け及び食器消毒に関すること</u>。</p> <p>（3）<u>給食材料等の検査、保管及び受払いに関すること</u>。</p> <p>（4）<u>室に属する器械備品等の保管に関すること</u>。</p> <p>（5）<u>栄養管理棟の管理に関すること</u>。</p> <p>（6）<u>栄養管理に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること</u>。</p> <p>（7）<u>食品衛生に関すること</u>。</p> <p>（8）<u>前各号に掲げるもののほか、栄養管理事務に関すること</u>。</p>	
<p>27 臨床心理科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>臨床心理検査に関すること</u>。</p> <p>（2）<u>精神療法に関すること</u>。</p> <p>（3）<u>科に属する器械備品等の保管に関すること</u>。</p> <p>（4）<u>臨床心理に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること</u>。</p> <p>（5）<u>前各号に掲げるもののほか、臨床心理に関すること</u>。</p>	
<p>28 [略]</p> <p>29 地域医療福祉連携室（中央病院の<u>地域医療支援部</u>に置く地域医療福祉連携室に限る。）、医療情報管理室、業務企画室及び診療科等並びに課及び係の分掌事務は、別に定める。</p>	<p>25 [略]</p> <p>26 地域医療福祉連携室（中央病院の<u>診療支援部</u>に置く地域医療福祉連携室に限る。）、<u>医師事務支援室（中央病院の診療支援部に置く医師事務支援室に限る。）</u>、医療情報管理室、業務企画室、<u>放射線技術科、臨床検査技術科、リハビリテー</u></p>

(職)

第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
病院	[略]	
	科（看護科及び診療科等を除く。）	[略]
	[略]	

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
病院	[略]	
	医療安全管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室、医師事務支援室及び栄養管理室	[略]
	[略]	
	地域診療センター	[略]
	科（薬剤科、看護科及び臨床心理科を除く。）	[略]
	中央放射線部、地域診療センター及び診療科等	[略]
	副診療診療放射線技師長	[略]

シオン技術科、臨床工学技術科、栄養管理科、臨床心理科及び診療科等並びに課及び係の分掌事務は、別に定める。

(職)

第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
病院	[略]	
	薬剤科	[略]
	[略]	

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
病院	[略]		
	医療安全管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室	[略]	
	[略]		
	地域診療センター	[略]	
	栄養管理科、臨床心理科及び診療科等	科長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を掌理する。
	診療科等	[略]	
放射線技術科及び地域診療センター	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の所属事務を処理する。	
		副診療放射線技師長	[略]

中央検査部、 <u>地域診療センター及び診療科等</u>	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>部又は科の所属事務</u> を処理する。
	[略]	
<u>診療科等</u>	リハビリテーション技師長	[略]
<u>薬剤科及び臨床心理科</u>	[略]	
[略]		
<u>事務局及び業務企画室</u>	主任主査 (課を置かない事務局で、次長を置かないものに置かれる主任主査に限る。)	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局又は <u>業務企画室</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局又は <u>業務企画室</u> の特定事務を処理する。

<u>臨床検査技術科及び地域診療センター</u>	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の所属事務を処理する。
	[略]	
<u>リハビリテーション技術科</u>	リハビリテーション技師長	[略]
	副リハビリテーション技師長	<u>リハビリテーション技師長を補佐し、リハビリテーション技師長に事故があるとき、又はリハビリテーション技師長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u>
<u>臨床工学技術科</u>	<u>臨床工学技師長</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の所属事務を処理する。
<u>薬剤科及び栄養管理科</u>	[略]	
[略]		
<u>事務局、業務企画室、地域医療福祉連携室、医療情報管理室及び診療情報管理室</u>	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局又は <u>室</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局又は <u>室</u> の特定事務を処理する。

[略]

3 [略]

[略]

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、特任栄養士、上席医療社会事業士、特任臨床心理士及び特任歯科衛生士	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、相当の知識又は経験を必要とする特定の事務又は技術进行处理するとともに、その事務又は技術を総括整理する。
--	---

5 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査栄養士、主査医療社会事業士、主査臨床心理士及び主査歯科衛生士	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、特定の事務又は技術をつかさどる。
--	--------------------------------------

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主	[略]
--	-----

6 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主	[略]
--	-----

任栄養士、主任医療社会事業士、主任臨床心理士、主任歯科衛生士

5 [略]

6 [略]

7 第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

管理栄養士又は栄養士である栄養管理室長及び栄養管理室次長を置かない栄養管理室の主任管理栄養士又は主任栄養士、診療放射線技師長を置かない中央放射線部及び診療科等の副診療放射線技師長、診療放射線技師長及び副診療放射線技師長を置かない中央放射線部及び診療科等の主任診療放射線技師、臨床検査技師長を置かない中央検査部及び診療科等の副臨床検査技師長、臨床検査技師長及び副臨床検査技師長を置かない中央検査部及び診療科等の主任臨床検査技師並びにリハビリテーション技師長を置かない診療科等の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部、室又は科の所属事務を処理する。
--	---------------------------------------

任栄養士、主任医療社会事業士、主任臨床心理士及び主任歯科衛生士

7 [略]

8 [略]

9 第6項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、管理栄養士又は栄養士である栄養管理科長及び栄養管理科次長並びに特任管理栄養士、特任栄養士、主査管理栄養士及び主査栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士又は主任栄養士並びに臨床心理科長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の所属事務を処理する。
--	----------------------------------

		<u>特任臨床心理士及び主査</u> <u>臨床心理士を置かない臨床</u> <u>心理科の主任臨床心理士</u>	
--	--	---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。